

令和2年6月1日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について
(緊急事態宣言区域解除後)

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除するとともに、5月23日以降は政府において緊急事態措置を実施すべき区域から本府が除かれることにより、自粛要請の大幅な解除を行いました。

また、5月28日に第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、5月30日以降の感染拡大防止に向けた取組（別添参考資料1）を決定しました。

つきましては、令和2年4月14日高事第1098号にて通知した通所又は短期入所の介護サービス事業所に対する要請は解除となりますが、引き続き適切な感染予防及び感染拡大防止の取組について、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

別添参考資料1 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

（令和2年5月28日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）